

24時間見守り続ける安心サービス



定期巡回・随時対応型  
訪問介護看護

Q & A 集

困った時に訪問

住み慣れた自宅で  
暮らし続ける安心

決まった時間に訪問

# ● 事業の概要について

問1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、どのようなサービスなのか。

(答) 1日複数回の訪問介護または訪問看護が定期的に利用でき、通信端末等により事業所のオペレーターと24時間いつでも通話できる。あわせて、要請に応じて必要があれば随時の訪問介護(看護)を行う。

上記の内容を1か月当たり定額で、利用者の生活リズムにあわせ、必要なときに必要な時間のサービスが提供される。

一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯の方の安心感が増すとともに、できる限り自宅で生活が続けられる仕組みとして期待されている。

問2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、利用者からの需要があまりないと聞いたが

(答) 現状、全国的に利用者は多くはないが、ケアマネジャーや利用者にも本サービスを利用することのメリットが周知されていないことが原因と思われる。本サービスは利用者の生活状況に応じて、非常に柔軟な対応を可能としているサービスである。例えば、日中独居の高齢者の見守りのみでの訪問、処方された薬を確実に服用しているかの確認、区分支給限度額以内での1日3回以上の排泄介助など従来の訪問介護では対応が難しかったものにも対応出来る。このことは、利用者家族の介護負担の軽減や安心感にもつながる。

地域包括支援センター職員やケアマネジャーへの説明を十分行うことで、利用者確保につながっていることから、潜在的な需要は大きいと考えている。

問3 どのような方に利用してもらおうサービスなのか

(答) この事業は、柔軟なサービスであるため、様々な利用方法が想定される。

例えば、以下のような利用実績を聞いている。

- ・ 定期的なインスリンの注射や服薬の管理が必要な方に対する注射服薬の確認や記録、見守りなどをするための訪問
- ・ 退院時の在宅生活の環境を整えるための利用。入院中に筋力が衰えるなど入院前よりも状態が悪化してしまい要介護状態になっても、定期的な訪問などを行うことにより、生活リズムなどの環境を整えることで入院前の状態に回復が見込める。退院後の生活中に家族の負担が大きくなることにより、次に入院したときに在宅復帰が困難になることを防ぐ。
- ・ 排泄介助を訪問介護で日中2回行っているが、就寝前に対応できていない。就寝前の短時間の訪問で排泄介助に対応出来れば、十分な睡眠をとることができ生活が安定し、状態の回復が見込まれる。
- ・ 日中独居のため、毎日の安否確認が必要
- ・ 水分補給の確認
- ・ 食事を3度きちんと取らずに低栄養となっている方の管理のための訪問
- ・ 認知症の方の服薬管理やサービス拒絶ケースの改善

問4 要介護認定を受けた方のみが利用できるのか

(答) そのとおり。非該当、要支援1・2の場合は利用できない。

問5 サービス提供可能なエリアは決まっているのか

(答) 随時訪問サービスについては、事業所から利用者宅まで概ね30分以内の間に駆けつけられるような体制確保に努めることと規定されていることから、事業所から利用者宅まで30分以内のエリアが想定されている。

30分を超えるような地域に利用者がある場合は、利用者宅まで30分以内の場所にサテライト拠点を設けたり、業務の一部を指定訪問介護事業所や指定夜間対応型訪問介護事業所に委託し対応することも可能である。

問6 利用者宅に配布されるオペレーターへ通報する通信機器（以下「ケアコール端末」という）はどのような機器か。

また、利用者からオペレーターに通報するだけでなく、オペレーターと会話できる機能はあるのか。

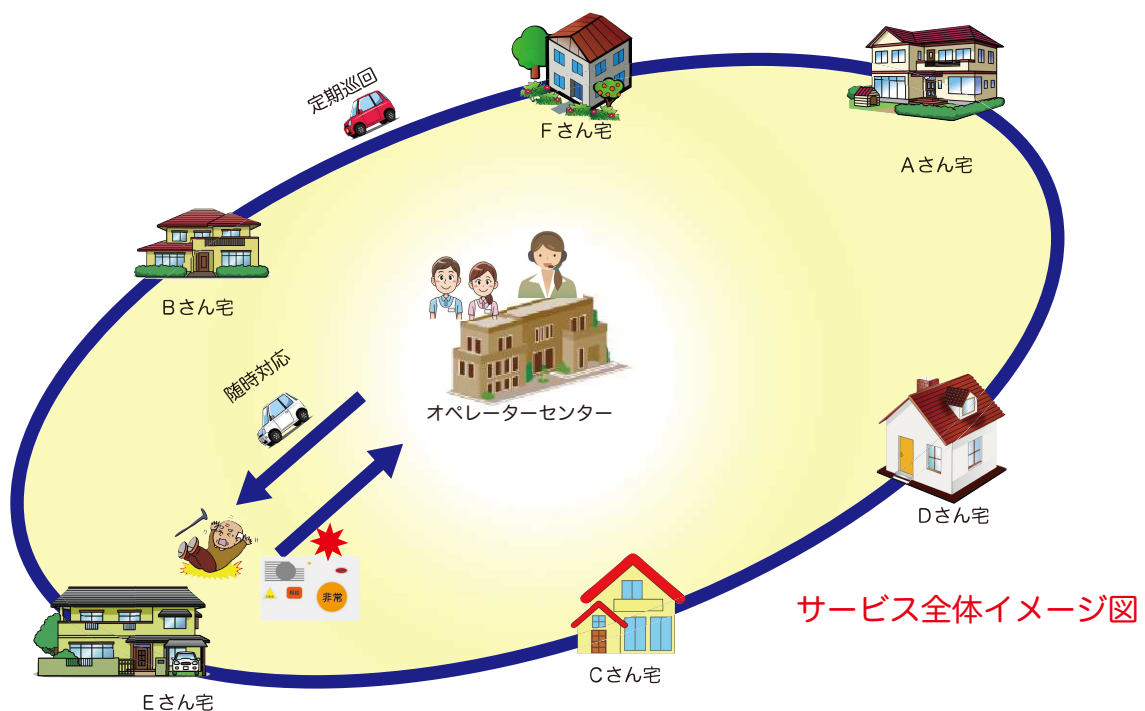
(答) 利用者宅の一般的な電話回線を利用した機器（無線のペンダント型のボタンもセット）、携帯電話、テレビ電話など事業所により配布される機器は異なる。いずれのケアコール端末も利用者が援助を必要とする状態になったときに大きいボタンを押すなどにより簡単にオペレーターに通報できるものである。

また、機能としては、オペレーターに発信する機能だけでなく、オペレーターからの通報を受信する機能を有し、双方向で対話が可能で、ある程度の範囲で声を拾えるケアコール端末を利用しているケースがほとんどである。

問7 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所と異なる市に居住している利用者は、当該事業所にサービス提供を依頼することはできるのか。

(答) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は地域密着型サービスであるため、市町村が事業所を指定する。そのため、指定した市町村の住民のみが利用できる。

ただし、事業所と異なる市町村長が、事業所の所在地の市町村長に同意を得て指定した場合及び協議により同意を不要としている市町村の事業所を指定した場合は、指定した市町村の住民も利用可能となる。





## サービス関係

問8 このサービスにおいて提供される訪問介護の内容は、従来の訪問介護の身体介護と生活援助か

(答) 従来の訪問介護と同様である。これに加え、安否確認、健康チェック、見守りのみであって差し支えない。

なお、このサービスは、身体介護を中心とした1日複数回の定期訪問と、それらに付随する生活援助を組み合わせるものである。具体的なサービスについては、既存の訪問介護の内容・提供方法にとらわれず、適切なアセスメントにより利用者個々の心身の状況に応じて、1日の生活の中で真に必要な内容のものを提供することとなる。

問9 現在、従来の訪問介護を利用しているが、このサービスを併せて利用できるか

(答) 訪問介護（通院乗降介助を除く）は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護とサービス内容が重複するため併用できない。他に、夜間対応型訪問介護、訪問看護（定期巡回・随時対応型訪問介護看護が連携型の場合を除く）も同様に併用できない。

問10 このサービスは、20分未満などの短時間のサービスに限られるのか。また、従来の訪問介護のように、それぞれのサービスごとに概ね2時間の間隔を開ける必要があるのか

(答) 定期巡回サービスは、短時間に限る物ではない。適切なアセスメントに基づき、1回あたりのサービス内容に応じて柔軟に時間設定をする必要がある。

また、それぞれのサービスごとの間隔の制限はない。

問11 定期的な訪問介護を毎日利用しなければならないのか

(答) 適切なアセスメントに基づき、利用者にとって必要な訪問日が設定されるため、利用しない日があっても差し支えない。このサービスは、デイサービスやショートステイなど他のサービスと組み合わせることが想定されており、例えば、利用者がショートステイを利用している日などは、定期的な訪問介護の利用がないこともある。

問12 デイサービスの利用日も、このサービスを利用することはできるのか

(答) 利用可能。例えば、デイサービス利用前の身支度などの介助、デイサービスから帰宅した後の就寝準備のための介助などが想定される。

問13 月の利用回数のうち5割は介護でなければならないなど、介護と看護の利用について、利用割合に制限はあるか

(答) 特になし。適切なアセスメントに基づき、利用者にとって介護も看護も必要な訪問回数が設定される。

なお、訪問看護の必要な回数は、訪問看護指示書による。

問14 看護師が訪問看護サービスの随時訪問をすることもあるのか

(答) ある。このサービスにおける訪問看護は、医師の指示に基づき実施されることが前提である。医師の指示内容に基づき定期的に提供される場合と、緊急時の対応を医師が指示している範囲において、利用者からのケアコールに対応して、オペレーターの判断により、随時に訪問看護が提供される場合がある。(随時のみの利用形態もあり得る。)

問15 このサービスの生活援助の場合、同居の家族がいる場合であってもサービス提供はできるのか

(答) 従来の介護保険サービスと考え方は同じである。

介護保険の基本理念は、利用者本人の自立支援に資する必要なサービスを提供するところにあるため、同居家族の有無のみを判断基準として、一律にサービス提供の可否を機械的に判断するのではなく、個々の利用者の状況に応じて、適切に判断することになる。利用者の家族の事情により家事が困難な場合は提供できる。

具体的なケースで判断が難しい場合については、保険者に相談していただきたい。

問16 病院内の付き添い・介助は可能か

(答) 従来の訪問介護の取り扱いと同じ。院内介助については、基本的には病院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合によって、各保険者の判断により認められる。

問17 高齢者の夫婦世帯の場合、夫婦共にこのサービスを利用する事は出来るのか

(答) 夫婦それぞれ1人ずつ定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用契約をすれば夫婦ともに利用することは可能となる。

問18 同じヘルパーに毎日訪問してもらうことはできるのか

(答) 事業所の勤務体制などにより訪問するヘルパーが変わる可能性はある。ただし、1日に複数回、ほぼ毎日、定期的な訪問となるので複数のヘルパーによる対応となっても、全てのヘルパーとすぐに顔なじみになる。

問19 事業所は、必ず利用者宅の合鍵を預かるのか

(答) 合鍵を必ず預からなければならないということはない。個別具体的なケースにより必要に応じて合鍵を預かることとなる。なお、合鍵を預からずにキーボックスを利用者宅の玄関等に設置してもらい対応している事業所もある。

問20 利用者から随時の通報があった場合、必ず随時訪問サービスを提供しなければならないのか

(答) 随時対応サービスは、オペレーターが利用者の心身の状況を適切に把握し、適切なアセスメントの結果に基づき随時訪問サービスを提供すべきか判断するものであり、通報内容に応じて通話による相談援助を行うのみの対応や医療機関への通報を行う等の対応となることも十分に想定されるものである。また、事業者はこうしたサービス内容について、利用者等に対し十分に説明する必要がある。



問2 1 定期巡回・随時対応サービスの利用者の全てが医師の指示に基づく訪問看護サービスを利用しないことはあり得るのか。

(答) あり得る。なお、医師の指示に基づく訪問看護サービスを利用しない者であっても、定期巡回・随時対応サービス計画の作成の際には、看護職員による定期的なアセスメント及びモニタリングの実施は必要である。

## ● ケアマネジャー関係

問2 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所には、計画作成責任者が配置されるが、ケアマネジャーの役割はどのようなのか。

(答) ケアマネジャーの役割は従来と変わらない。定期巡回・随時対応型訪問介護看護の計画作成責任者は、ケアマネジャーの作成する居宅サービス計画に沿って、適切なアセスメントに基づき具体的な計画を作成する。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は利用者の心身の状況に応じた柔軟な対応を求められるサービスである。そのため、居宅サービス計画に位置づけられたサービス提供の日時にかかわらず、居宅サービス計画の内容を踏まえた上で計画作成責任者が定めた内容を報告し、緊密な連携を図らなければならない。

問2 3 このサービスの訪問介護の1日の利用回数を減らすなど当初の計画を変更する場合は、ケアマネジャーの作成する居宅サービス計画を修正してからでないに対応出来ないのか。

(答) 居宅サービス計画を変更しなくても利用回数を減らすなどの変更に対応できる。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日々のサービス提供や看護職員によるアセスメントにより把握した利用者の心身の状況に応じた柔軟なサービス提供が期待されている。そのため、居宅サービス計画に位置づけられたサービス提供の日時にかかわらず、居宅サービス計画の内容を踏まえた上で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者が具体的なサービス内容や提供日時を定められる。変更についても、居宅サービス計画の内容を踏まえた上で、計画作成責任者が必要に応じて行うことが出来る。なお、修正した計画についてはケアマネジャーに報告し、緊密な連携を図る必要がある。

問2 4 このサービスを利用する場合のケアマネジャーは、どこの事業所のケアマネジャーでもよいのか。

(答) 従来の介護保険サービスと同様に、いずれの居宅介護支援事業所に居宅サービス計画の作成を依頼してもよい。



# 介護報酬等費用関係

問25 介護給付費は1月あたり定額であるか、定期的な訪問介護を利用しない日があっても変わらないのか

(答) このサービスを利用しない日があっても、1月あたり定額となる。ただし、契約日（または契約終了日）が月の途中の場合は、当該月のみ日割り計算を行う。また、デイサービスやショートステイなど併給可能な介護保険サービスを利用した場合は、日割り計算される。

問26 このサービスを利用し、デイサービスやショートステイを利用した場合の介護報酬等どのようなになるのか。

(答) デイサービスの利用日数に応じ、サービスコード表に定められた単価（下表）に利用日数を乗じた単位を減額して計算を行う。

要介護度	訪問看護サービスを行わない場合及び連携型利用者	訪問看護サービスを行う場合
要介護1	62単位	91単位
要介護2	111単位	141単位
要介護3	184単位	216単位
要介護4	233単位	266単位
要介護5	281単位	322単位

要介護3の訪問看護を行わない利用者が、月にデイサービスを10日利用した場合  
 $16,769 \text{ 単位} - (184 \text{ 単位} \times 10 \text{ 日}) = 14,929 \text{ 単位}$

短期入所系サービスの利用日数（退所日を除く）に応じ、サービスコード表に定められた日割り単価（下表）に応じた日割り計算を行う。例えば要介護3の利用者であり、訪問看護サービスを利用する者が4月に7泊8日の短期入所系サービスを利用する場合の単位数は以下の通りとなる。

$648 \text{ 単位} \times (30 \text{ 日} - 7 \text{ 日}) = 14,904 \text{ 単位}$

要介護度	訪問看護サービスを行わない場合及び連携型利用者	訪問看護サービスを行う場合
要介護1	186単位	272単位
要介護2	332単位	424単位
要介護3	552単位	648単位
要介護4	698単位	798単位
要介護5	844単位	967単位

問27 随時訪問サービスを利用すると1ヶ月あたりの定額の介護給付費の他に、追加される費用があるのか。

(答) 追加費用はない。随時訪問サービスの利用も1ヶ月あたりの定額の介護給付費に含まれている。

問28 月の途中で要介護状態区分が変更された場合、介護給付費はどうなるのか。

(答) 日割りで算定する。

問29 医療保険の訪問看護を利用している方に、一体的のこのサービスを提供することはできるか。また、その場合の介護報酬はどうなるのか。

(答) 提供可能。介護報酬告示1イ(1)定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)(1)(訪問看護サービスを行わない場合)を算定する。なお、月途中から医療保険の給付の対象となる場合、または月途中から医療保険の給付の対象外となる場合には、医療保険の給付の対象となる期間に応じて日割り計算を行う。

問30 ケアコール端末は利用者が負担するのか。

(答) 設置料、リース料、保守料等の費用の利用者負担はない。なお、利用者宅から事業所への通報に係る通信料(電話料金)については、利用者が負担すべきものである。

---

### <参考>

#### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

#### イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(I)(1ヶ月につき)

##### (1) 訪問看護を行わない場合

- |          |          |
|----------|----------|
| (一) 要介護1 | 5,658単位  |
| (二) 要介護2 | 10,100単位 |
| (三) 要介護3 | 16,769単位 |
| (四) 要介護4 | 21,212単位 |
| (五) 要介護5 | 25,654単位 |

##### (2) 訪問看護サービスを行う場合

- |          |          |
|----------|----------|
| (一) 要介護1 | 8,255単位  |
| (二) 要介護2 | 12,897単位 |
| (三) 要介護3 | 19,686単位 |
| (四) 要介護4 | 24,268単位 |
| (五) 要介護5 | 29,399単位 |